

○国土交通省告示第二十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十二年一月十八日

国土交通大臣 前原 誠司

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 高速自動車国道日本海沿岸東北自動車道新設工事（新潟県村上市下新保字下夕村地内から同市下新保字河原地内まで）並びにこれに伴う農業用道路及び農業用水路付替工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 新潟県村上市下新保字下夕村、字サイガマ及び字河原地内
- 2 使用の部分 新潟県村上市下新保字下夕村及び字サイガマ地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、新潟県村上市下助剱字浦山地内の村上インターチェンジ（仮称）から同市猿沢字上野塚地内の朝日インターチェンジ（仮称）までの延長9.3kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「高速自動車国道日本海沿岸東北自動車道新設工事並びにこれに伴う農業用道路及び農業用水路付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「高速自動車国道日本海沿岸東北自動車道新設工事」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第1号に掲げる高速自動車国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

また、本体事業の施行により遮断される農業用道路及び農業用水路の従来機能を維持するための付替工事は、法第3条第5号に掲げる土地改良区が設置する農業用道路及び用水路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

高速自動車国道の新設は、高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第6条の規定

により、国土交通大臣が行うものとされていることなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

高速自動車国道日本海沿岸東北自動車道（以下「本路線」という。）は、新潟市を起点とし、村上市、鶴岡市、酒田市、秋田市、能代市及び大館市等を経て、青森市に至る、新潟市以北の日本海沿岸部の主要都市を相互に連絡する高速自動車国道である。

本路線が通過する新潟県北地域のうち、村上市は、農業が盛んな地域であり、鶏、豚、肉用牛を主とした畜産物や米が多く生産されている。畜産物については、県内第1位の農業産出額を誇り、鶏、豚については主として新潟市方面に出荷され、肉用牛の中でも全国的なブランド牛として知られる村上牛については主として関東方面に出荷されている。米については、村上市朝日地区において新潟コシヒカリ三大銘柄の一つである岩船産コシヒカリが生産されており、関東方面を始めとする全国各地に出荷されている。

一方、本路線と並行し、日本海側各都市を結ぶ主要幹線道路として一般国道7号があるが、本件区間に対応する区間は、村上市の中心市街地を通過しており、物流等による通過交通と地域住民の日常生活の利用による地域内交通とがふくそうし、自動車交通量が多いにもかかわらず、2車線の道路であるため、交通混雑や交通事故が発生するなど、安全かつ円滑な自動車交通が阻害され、主要幹線道路としての機能が十分に発揮できていない状況にある。

平成17年度の道路交通センサスによると、一般国道7号の交通量は、村上市新町地内で20,673台/日、混雑度は2.12となっている。

本件事業の完成により、順次整備中の本路線の他の区間を介して、新潟県北地域から県都新潟市までの高速交通ネットワークが形成され、自動車交通の高速化及び定時性の確保が図られることが認められる。また、高速自動車国道北陸自動車道、高速自動車国道関越自動車道新潟線等を介して新潟県外への高速交通ネットワークが形成され、首都圏や関西圏等との所要時間が短縮されることから、物流の効率化等により、新潟県北地域の活性化に寄与することとなる。さらに、一般国道7号が担っている通過交通を本件区間が分担することから、一般国道7号の混雑の緩和が図られ、安全かつ円滑な交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、都市計画手続きにおいて、都市計画決定権者である新潟県知事が「環境影響評価の実施について」（昭和59年8月閣議決定）等に基づき、平成8年11月に環境影響評価を実施しており、いずれの評価項目においても環境基準等を満足するものと評価されている。また、計画交通量の見直しや上記環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が、

平成19年7月及び平成21年5月に環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に準じて、任意で環境影響評価の照査を実施したところ、いずれの評価項目においても環境基準等を満足するものと評価されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ及びハヤブサの飛翔が確認されているが、営巣は確認されていないことから影響は軽微であると評価されている。また、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているギフチョウの生息が確認されているが、本件事業施行後も周辺には同様の生息環境が広く存在することから影響は軽微であると評価されている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が9箇所存在するが、このうち8箇所については発掘調査を完了しており、現地保存が必要な遺物は発見されていない。起業者は、引き続き残る1箇所についても発掘調査を行い、新潟県教育委員会との協議により、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、新潟県北地域における高速交通ネットワークの形成を主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第1種第2級の規格に基づき、4車線の高速自動車国道を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成3年5月31日及び平成8年11月22日に都市計画決定された都市計画と、橋梁延長変更に伴う盛土部幅員等を除き、基本的内容について整合しているものである。

さらに、本体事業の施行に伴う農業用道路及び農業用水路付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1) で述べたように、新潟県県北地域における高速交通ネットワークの整備が必要であると認められるとともに、できるだけ早期に一般国道7号の交通混雑の緩和を図る必要があると認められる。

また、村上市長を会長とする日本海沿岸東北自動車道建設促進「村上圏」期成同盟会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 新潟県村上市役所